

南房総広域水道企業団公告 第 14 号

制限付き一般競争入札の実施について

制限付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 及び南房総広域水道企業団財務規程（平成 2 年管理規程第 1 号。以下「財務規程」という。）第 111 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 26 日

南房総広域水道企業団企業長 太 田 洋

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 配電設備点検業務委託
- (2) 施行場所 千葉県夷隅郡大多喜町小谷松 500 番地 大多喜浄水場
- (3) 履行期限 契約日の翌日から令和 8 年 2 月 28 日まで
- (4) 委託業種 水道施設保守管理
- (5) 委託概要 本業務は、大多喜浄水場管理本館及びポンプ棟配電設備の故障防止並びに保安確保のため、点検を実施するものである。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本業務の入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 令第 167 条の 4 及び財務規程第 112 条の規定に該当しない者。
- (2) 財務規程第 113 条第 1 項に定める南房総広域水道企業団入札参加資格者名簿に登録された者。
- (3) ~~建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条の規定による本工事に係る許可を有する者。~~
- (4) ~~本業務と同種の業務（上下水道又は工業用水道の電気・機械設備を対象とした業務）について元請けとして施工実績がある者。~~
- (5) ~~法第 26 条に定める主任技術者又は監理技術者を適正に配置することができる者。~~
- (6) 当企業団又は国若しくは他の地方公共団体等から本業務の入札公告日から入札日までの間、指名停止措置を受けていない者。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下「更生法」という。）第 17 条に定める更生手続開始の申立てがなされている者（更生法第 41 条に定める更生手続開始決定を受けている者は除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号。以下「再生法」という。）第 21 条に定める再生手続開始の申立てがなされている者（再生法第 33 条に定める再生手続開始決定を受けている者を除く。）でないこと。

(8) ~~本工事に係る設計業務等の受託者でない者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がない者。~~

(9) 次に掲げる要件に該当する者。

南房総広域水道企業団入札参加資格者名簿において、水道施設保守管理の格付等級がA等級である者。

3 設計図書等の縦覧及び貸与

本業務に係る契約書案、入札約款、設計図書及び仕様書（以下「設計図書等」という。）等の縦覧及び貸与を、次に掲げる日時及び場所において実施する。

- (1) 縦覧期間 令和7年6月26日（木）から令和7年7月14日（月）まで
※南房総広域水道企業団の休日を定める条例（平成2年条例第2号）第1条第1項に定める企業団の休日（以下「企業団の休日」という。）を除く。
- (2) 縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 縦覧場所 南房総広域水道企業団のホームページ及び南房総広域水道企業団 業務課
- (4) 貸 与 等
- ・設計図書等は、当企業団のホームページからダウンロードできるほか、CD-Rによる配付も行うので希望する者は、CD-R（未使用）を用意し下記15の問合せ先に連絡すること。
 - ・設計図書等の貸与は、設計図書等の縦覧と同時に行い、設計図書等の貸与を受けた者は、速やかに返却すること。
- (URL: <http://www.m-sui.jp/bids/limit.html>)

(5) 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、企業団企業長あてに書面（任意様式）により郵送等で提出すること（必着）。

- ア 提出期限 令和7年7月2日（水）まで
- イ 受付時間 午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- ウ 提 出 先 南房総広域水道企業団 業務課
住所 〒298-0228 千葉県夷隅郡大多喜町小谷松 500 番地
電話 0470-82-5651

エ 提出部数 1 部 ※必ず連絡先の電子メールアドレスを明記すること。

質問に関する回答は、令和7年7月7日（月）までに電子メールで回答する。

4 入札説明書等の配付

本業務に係る入札説明書、制限付き一般競争入札参加申請書及び制限付き一般競争入札参加申請資料等を、次に掲げる日時及び場所において配付する。

- (1) 配付期間 令和7年6月26日(木)から令和7年7月14日(月)まで
※企業団の休日を除く。
- (2) 配付時間 午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 配付場所 南房総広域水道企業団のホームページ及び南房総広域水道企業団 業務課
- (4) 配付方法 当企業団のホームページからダウンロードできるほか、CD-R
による配付も行うので希望する者は、CD-R(未使用)を用意し下記15の問合せ先に連絡すること。
(URL: <http://www.m-sui.jp/bids/limit.html>)

5 入札参加の申請

本業務の入札に参加を希望する者は、制限付き一般競争入札参加申請書及び制限付き一般競争入札参加申請資料等各1部を、事前に電子メールで送付(送付先: gyoumu@m-sui.jp)し、担当者に確認を受けた上で、次に掲げる期間中に受付場所に郵送により提出すること(必着)。

- (1) 受付期間 令和7年6月26日(木)から令和7年7月10日(木)まで
※企業団の休日を除く。
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 受付場所 南房総広域水道企業団 業務課

6 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 南房総広域水道企業団2階会議室
- (2) 日 時 令和7年7月15日(火) 午前11時15分から

7 入札保証金

免除する。

8 最低制限価格の設定

本業務に係る入札は、最低制限価格を設定しないものとする。

9 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 入札の執行

- (1) 入札は、入札約款（平成2年8月1日制定）に基づき実施する。ただし、入札約款第9条に規定する再度入札は行わない。
- (2) 入札は、上記6の場所及び日時に出頭し行わなければならないものとし、郵送による入札は禁ずる。
- (3) 入札参加者は、入札に先立ち、上記5の受付時に交付を受けた受付票の写し（以下「受付票の写し」という。）を提出すること。

11 入札の無効

本業務の入札について、財務規程第119条の規定によるほか、次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札参加申請をしていない者及び入札参加申請にあたり虚偽の申請をした者のした入札。
- (2) 受付票の写しを持参しない者のした入札。
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札。

12 落札者の決定

- (1) 本業務の入札は、開札の結果に基づき第1順位者から順位を確定し、落札者を保留する。ただし、最低制限価格を設定しているときは、最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を第1順位者とする。
- (2) 入札終了後、第1順位者から順に入札参加資格を有する者1者が確認できるまで審査又は調査等を行い、その結果に基づき落札者を決定する。
- (3) 落札者の決定は、入札日の翌日から起算して5日以内（企業団の休日を除く。）に行う。ただし、やむを得ない事情があるときは5日を超えることができるものとする。

13 落札者決定の通知

- (1) 落札者を決定したときは、落札者に対しては、落札者決定後、直ちに電話等により通知し、入札参加者に対しては、書面により速やかに通知する。
- (2) 入札参加資格の審査の結果、落札者と認められない入札参加者は、原則として（1）の通知を送付した日を含め7日以内（企業団の休日を除く。）に、企業長に対し、その理由について書面により説明を求めることができる。
- (3) 落札者と認められない入札参加者が、その理由について説明を求めた場合の回答は、原則として説明を求められた日から5日以内（企業団の休日を除く。）に、書面により行う。

14 その他

- (1) 入札参加申請資料作成説明会及び現場説明会は実施しない。
- (2) 入札参加申請資料のヒアリングは実施しない。
- (3) 提出された入札参加申請資料等は返却しない。
- (4) 履行期限は、事情により変更することがある。

15 問合せ先

南房総広域水道企業団 業務課（契約担当）

〒298－0228

千葉県夷隅郡大多喜町小谷松 500

電 話 0470－82－5651

F A X 0470－82－5654

E-mail keiyaku@m-sui.jp